様式第10号（第６条関係）

人口動態調査票都道府県送付票（和暦　年　月分）

（　枚の内　）

都道府県　知事

保健所名	出生	婚姻	離婚	死亡	死産	計	備考
計							

附則

（施行期日）

1　この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の人口動態調査令施行細則様式第一号から第十号までの様式は、この省令による改正後の人口動態調査令施行細則様式第一号から第十号までの様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。